

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)</p> <p>第99条の7 当社は、次の各号に規定する情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払は要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 一般光信号中継回線の未利用芯線が<u>ない</u>区間の両端において対向する波長分割多重装置の設置の有無</p> <p>2 (略)</p>	<p>(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)</p> <p>第99条の7 当社は、次の各号に規定する情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払は要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 一般光信号中継回線の未利用芯線が<u>当社が別に定める芯線数以下の</u>区間の両端において対向する波長分割多重装置の設置の有無</p> <p>2 (略)</p> <p><u>附 則 (平成24年3月26日西相制第196号)</u> <u>この改正規定は、平成24年3月26日から実施します。</u></p>